



交際費損金算入枠の拡大

Q 平成15年度の税制改正において、交際費の損金算入枠が拡大されたと聞いています。どのような改正がなされたのですか。

A 平成15年度税制改正では、平成14年度に引き続き次のように交際費損金算入枠が拡大された。

本年度の改正により、交際費等の損金不算入制度について、400万円の定額控除を認める対象法人の範囲を、改正前の資本金5,000万円以下の法人から、資本金1億円以下の法人にまで拡大する。

さらに、定額控除限度額までの損金不算入割合を20%から10%に引き下げる。

改正前は、企業が支出する交際費について、資本金5,000万円超の法人は、その全額が損金不算入となっていたが、平成15年度の改正により、交際費が全額不算入となる資本金の基準が「資本金5,000万円超」から「資本金1億円超」に引き上げられることとなる。

平成13年度からの交際費課税の変遷を示せば、次の通りである。

資本金区分	平成13年度	平成14年度	平成15年度
1,000万円以下	次のとの合計額 支出交際費のうち の400万円までの 部分の20% 支出交際費のうち の400万円を超える 金額	次のとの合計額 支出交際費のうち の400万円までの 部分の20% 支出交際費のうち の400万円を超える 金額	次のとの合計額 支出交際費のうち の400万円までの 部分の10% 支出交際費のうち の400万円を超える 金額
	1,000万円超 5,000万円以下	次のとの合計額 支出交際費のうち の300万円までの 部分の20% 支出交際費のうち の300万円を超える 金額	
5,000万円超 1億円以下	支出交際費全額課税		
1億円超			支出交際費全額課税

(注) 平成15年度とは、平成15年4月1日以後に開始する事業年度をいう。